

企画競争説明書

業務名称：スリランカ国インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト

案件番号：180494

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：スリランカ国インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - () 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2022年2月下旬

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１８年１２月１９日（水）１２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１８年１２月２５日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１８年１月１１日（木） １２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ５部

見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

ベースライン/エンドライン調査に係る経費

データベース構築に係る経費(データベースを構築する場合)

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費(航空券)を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- | | | | |
|-----------|---|------------|---|
| a) LKR | = | 0.652560 | 円 |
| b) US\$ 1 | = | 112.201000 | 円 |
| c) EUR 1 | = | 127.778000 | 円 |

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/インクルーシブ教育政策
- b) インクルーシブ教育

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 21.24 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2018年2月1日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：インクルーシブ教育、特別支援教育、基礎教育にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は30ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者/インクルーシブ教育政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

- a) 類似業務の経験：インクルーシブ教育政策、特別支援教育政策、基礎教育政策にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 業務主任者等としての経験
- e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 インクルーシブ教育】

- a) 類似業務の経験：インクルーシブ教育、特別支援教育、基礎教育にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全世界での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（○）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月18日(金) 10:00～12:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 209会議室

3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

プロポーザル評価表

別紙

スリランカ国インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者/インクルーシブ教育政策	(29.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： インクルーシブ教育	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）

1. 業務の背景

スリランカの初等教育は、純就学率99%¹（2015年）、修了率98%²（2006年）、またジェンダー格差もほとんどなく、南アジア地域で最も高い教育水準を誇っている。その一方で不就学児童（Out-of-School Children）は約16,000人³（2015年）存在し、SDGsの目標である、初等教育の完全普及及びその修了のためには依然課題を残している。

不就学児等の一部を占める障害のある子どもに着目すると、現在26校の特別学校（Special School；盲学校、聾学校、知的障害児向けの特別学校などがある）と704教室の特別教育ユニット（Special Education Unit；通常の学校内に設置されている障害児のための学級）を通じて合計10,056人⁴（2016年）の障害児に教育を提供している。また通常の学級にも99,024人（全就学年齢児童の2.37%）⁵（2003年）の障害のある子どもが在籍しており就学の機会は増えつつある。しかしながら、学校に通っている障害のある子どもの多くは、軽度の知的障害、発達障害、自閉症などを有する子どもが多く、肢体不自由や重度重複障害の子どもたちに対しては種々の理由から学校へのアクセスが制限されている。また、これら障害のある子どもの教育に携わる教員の多くは、十分な専門知識を有しておらず、実践的な指導スキルを学ぶ機会がないことが課題となっている。より多くの障害のある子どもがそれぞれの生活する地域で適切な教育を受けられるようになるためには、特別教育ユニット教員の指導能力の向上や、通常の学級を含む全教員の障害児に対する理解の促進が求められている。

また、スリランカ政府は2006年～2010年に「教育セクター開発フレームワーク・プログラム（Education Sector Development Framework and Programme：ESDFP）」を策定し、障害のある子どもの教育のアクセスの向上に取り組んできた。この計画は「Education First；Education Sector Development Framework and Programme：ESDFP 2013-2017」に引き継がれ、初中等教育への公正なアクセスの向上をテーマの一つに掲げ、インクルーシブな学習環境の整備を進めている。スリランカ政府は2016年2月8日に国連「障害者の権利に関する条約」を批准した。

このような状況を受け、特別なニーズのある子どものためのインクルーシブ教育アプローチの開発及び全国普及を目的としたプロジェクトの詳細計画策定調査を2017年9月に行い、同年11月にスリランカ教育省とJICAとの間でR/D（Record of Discussions）が締結された。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト

(2) 上位目標

¹ UNESCO: Global Education Monitoring Report 2017 (data based on a school year ending in 2015)

² UNESCO UIS: <http://data.uis.unesco.org>

³ UNESCO: Global Education Monitoring Report 2017 (data based on a school year ending in 2015)

⁴ 教育省データ（2016年）

⁵ National Policy on Disability for Sri Lanka (2003)

別添

特別なニーズのある子どものためのインクルーシブ教育アプローチが全国に普及する。

(3) プロジェクト目標

特別なニーズのある子どものためのインクルーシブ教育アプローチが開発される。

(4) 期待される成果

<成果1>

パイロット県において、特別なニーズのある子どもの就学支援体制が構築される。

<成果2>

パイロット校の教員の子どもの教育的ニーズに合った指導能力が向上する。

<成果3>

蓄積されたインクルーシブ教育アプローチのグッド・プラクティス実践例が主に教員に参照される。

(5) 活動の概要

成果1に関する活動	<u>成果1に関する活動：就学支援体制の構築</u> 1-1 ベースライン調査の結果に基づいてパイロット校を選定する。 1-2 特別なニーズのある子どもの就学支援委員会のメンバー・活動内容を決定する。 1-3 就学支援委員会を開催する。 1-4 就学支援委員会、パイロット校、教育省（MOE）等に対し、基礎的環境整備に関する研修を実施する。 1-5 パイロット校の保護者に対する啓発研修を実施する。 1-6 就学支援委員会の運営及び学校の施設設備に関するガイドライン(案)を作成する。
成果2に関する活動	<u>成果2に関する活動：教員の指導能力向上</u> 2-1 パイロット校における特別なニーズのある子どもの学習状況を明らかにする。 2-2 特別なニーズのある子どもの指導教材を作成する。 2-3 パイロット校の校長・教員に対しインクルーシブ教育アプローチに関する研修を実施する。 2-4 パイロット校がインクルーシブ教育アプローチを用いた学校教育計画を作成するよう支援する。 2-5 インクルーシブ教育アプローチに係る活動を記したガイドライン(案)を作成する。
成果3に関する活動	<u>成果3に関する活動：実践事例の蓄積・運用</u> 3-1 事例収集に係るフォーマットを作成する。 3-2 パイロット県の指導主事に対してインクルーシブ教育アプローチ実践状況のモニタリング研修を実施する。 3-3 インクルーシブ教育アプローチの実践事例を収集する。 3-4 インクルーシブ教育アプローチの実践事例集案を作成する。 3-5 プロジェクトの経験を全国に共有するための普及計画を作成する。 3-6 プロジェクトの経験を共有するための全国セミナーを実施する。

--	--

(6) 対象地域

ア) 西部州コロンボ県 (人口: 2, 324, 349人、学校数: 405校、児童生徒数379, 840人)

イ) 北西部州クルネガラ県 (人口: 1, 618, 465人、学校数: 890校、児童生徒数336, 609人)

(7) 関係官庁・機関

ア) 教育省次官 プロジェクトディレクター (1名)

イ) ノンフォーマル/特別教育課長 プロジェクトマネージャー (1名)

ウ) 西部州及び北西部州の各教育局長 西部州、北西部州のチーフ (各1名)

エ) プロジェクトチームメンバー

3. 業務の目的

「インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、スリランカ国教育省とJICAとで2017年11月に締結したR/Dに基づいて実施される「インクルーシブ教育アプローチを通じた特別なニーズのある子どもの教育強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) インクルーシブ教育の定義と実現に向けた方策について

スリランカ教育省は2010年に「スリランカにおけるインクルーシブ教育のフレームワーク」(Framework of Action for Inclusive Education in Sri Lanka)を作成し、「インクルーシブ教育」を規定しているが、障害児が学ぶ通常学級のイメージは関係者によって異なっており、まずは目指すインクルーシブ教育の具体的なイメージを形成し、関係者間で共有することが重要である。

スリランカ教育省とは教育アプローチを開発することについて合意しているが、「インクルーシブ教育アプローチ」(ここではインクルーシブ教育を実現するための様々な方法や理論を組み合わせた具体的な方策のことを指す)について、プロジェクト活動を通じてその定義を検討し、それを実現するための具体的な方策と活動計画を策定・実施すること。なお、インクルーシブ教育アプローチの定義については、第3回JCCにて合意すること。

(2) スリランカ関係機関・省庁間における連携

本案件は、スリランカにおけるインクルーシブ教育の実現を後押しすべく、特に障害のある子どもに重点を置いた協力を行うが、現在スリランカにおいて障害のある子どもの支援を実施しているのは、教育省、社会福祉省、保健省など多岐にわたる。また具体的な支援は州政府下の州教育省や州社会保障省が計画・実施しており、重層的かつ複雑な行政システムが存在する。社会福祉省は、各パイロット県以下の活動において、主に障害のある子どもの就学支援体制の構築(就学前の障害のある子どもの情

別添

報共有など)と深い関連があり、教育省と社会福祉省が協働して障害児支援にあたるようになることが理想である。しかし、複雑で重層的な行政機構のために現時点での実現可能性は不明であり、当面は教育省をメイン・カウンターパートとするが、社会福祉省とも調整を図ること。

プロジェクトの合同調整委員会(JCC)の編成にあたっては、教育省初等教育局、Education for All局、社会福祉省、教員養成を担う国立教育研究所などをメンバーに加え、本分野に関係の深い保健省、女性子ども省もオブザーバーとして招待することとする。

(3) 日本とスリランカの障害児教育制度の相違

「特別支援学校ー特別支援学級ー通常学級でのインクルーシブ教育」という日本の障害児教育制度と、「特別学校における特別教育(Special Education in Special School)ー特別教育ユニット(Special Education Unit)ー通常学級におけるインクルーシブ教育(Inclusive Education in Regular Class)」というスリランカの障害児教育制度には類似性が存在するが、スリランカの特別教育ユニットは、障害児が通常学級へ移行するための準備教育的な位置づけであり、最終的にはすべての障害児を通常学級で受け入れたいとの明確な方向性が存在する。現状において学校教育では軽度の知的障害児や自閉症児のみ受け入れ、一部の州では中度以上の障害児は社会福祉省管轄の早期療育施設(Child Guidance Center)等で支援を受け、その後NGOなどが運営する養護施設(home)で集団生活を営むことになっており、その中には読み書きや計算といった学校教育の要素は存在していない。

このような状況を十分に考慮し、障害を理由に学校へ通えていない子どもへの就学機会の保障と就学した障害児への適正な学習機会の保障の両方の実現が目指される様、成果1、2に示すガイドラインを作成すること。

(4) 学校教育計画について

本案件の成果2では、パイロット校によるインクルーシブ教育アプローチを用いた学校教育計画の作成支援が活動として含まれているが、学校教育計画とは、通常、各学校が州(province)教育事務所の支援を受けながら、学校や地域の特性を踏まえて学校教育に関する基本計画(活動計画を含む)を年度開始時に作成するものである。学校長、教員代表、保護者、卒業生、教育区(zone)事務所長等が学校開発委員会(school development committee)を組織し、計画内容や予算事項を議論する。学校開発委員会は、5ヶ年学校教育計画(school development plan)と年間学校教育計画(前年度の第4四半期に作成)を策定する。また、学校教育計画は4月末までに教育区事務所に提出され、州教育事務所はこれらを翌年度の州教育計画に反映させる。国家及び州レベルの予算が承認されると各学校に配分されることになるが、各学校は割当金だけでなく学校で創出する資金も活用して計画を実施する。このようなスリランカの学校教育計画にかかる仕組みと背景を考慮し、インクルーシブ教育アプローチを組み込んだ学校教育計画が作成されるための効果的な支援を行うこと。

(5) 経験の共有と実践事例の蓄積

スリランカの特別教育ユニットを有する通常学校においては、排泄指導、料理指導、対人コミュニケーション指導等の実践的な教育を既に行っているところもあるが、指導領域として明確に定められていないため、日本の学習指導要領にある「自立活動」のような形で取りまとめ、多様な実践事例をSpecial Education Unitの教員に周知す

別添

ることで、こうした有用な取り組みが普及するものと思われる。本案件においては、積極的に学校訪問を実施して優良事例を収集し、また、専門家を通じて日本の優良事例も収集し、戦略的な普及を目指すため、それらを分析して標準化すること。

(6) 普及可能なミニマム・コンポーネントの特定

全国普及可能なインクルーシブ教育アプローチを開発するため、Special Education Unitと通常学級の活動や役割を明確にし「学校として最低限これを実施すれば、障害のある子どもにも障害のない子どもにも必ず肯定的な変化が発現する」という基本の指導方法をいくつか確立し、ミニマム・コンポーネントとしてとりまとめ、成果3に示す普及計画に盛り込むこと。

(7) データベース等の構築

成果3では、インクルーシブ教育に向けた取り組みが行われる学校の実践事例を対象地域内外で収集し、プロジェクト期間中のみならず完了後も、自由に参照できる形で取りまとめ、活用促進を図ることを意図している。活用促進にあたりデータベースを構築する場合には別見積とすること。

(8) 専門人材の発掘と育成

教育省はインクルーシブ教育実現に向けて教員採用を進めている。その中から優秀な教員を選考して中核教員として育成することができれば、本案件で開発予定のインクルーシブ教育アプローチの全国的な普及に大きく貢献することが期待される。そのため、こうした教育省の教員採用の動向に目を配りながら、その効果的な活用戦略を教育省とともに立案すること。また教員養成レベルでの貢献のために国立教育政策研究所や国立教員養成大学等にプロジェクト成果を積極的に発信すること。

(9) ドナー間調整の必要性

UNICEFとAustralian AIDがESDFP 2013-2017内でChild Friendly Approach (CFA)を推進しており、初等教育におけるアクセスと質の向上の支援や、通常の学校の教員向けにインクルーシブアプローチの推進のためのツールキットを開発している。本案件でも通常学級の教師も含む学校全体への研修を計画していることから、研修内容の差別化や既存ツールの活用による相互補完の可能性を検討する。またKOICAは2017年から3年間、毎年25名の障害児の教育関係者を韓国に招き、特別支援教育に関する研修を実施する予定であり、スリランカ教育省によるインクルーシブ教育の推進を後押しすべく、研修内容や研修参加者の重複を避けるなど協調体制を構築する。

(10) 広報

本協力の意義、活動内容とその成果をスリランカ・日本両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努めること。スリランカは2016年2月に障害者権利条約を批准し、本案件は右条約に関する政府の動きとの関連性も高いことから、12月3日の国際障害者デーに合わせ障害児者に関する啓発イベントを企画・実施するなどして、案件を広く社会に周知すること。また、インクルーシブ教育の実現は日本国内においても注目されるテーマであり、スリランカの知見を日本国内へ紹介することも検討する。メディアとしてはTV、ラジオ、新聞、ニュースレター、ポスター、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、DVD等が想定されるが、使用メディアと活用方法について具体的な提案を行うこと。また、JICAが開設する技術

別添

協力ホームページ (<http://www.jica.go.jp/oda/index.html>) のコンテンツの中で、協力活動の進捗状況及び成果等を2か月に1回を目処に更新すること。

(11) ベースライン/エンドライン調査の実施

本プロジェクトの介入対象校は10校(コロンボ県、クルネガラ県 各5校)とするが、その選定に当たってはJICA及び先方政府と協議の上、決定する。

業務開始後(4か月以内)と終了前(6か月以内)に、PDMの指標を含むベースライン調査及びエンドライン調査を実施し、with/without(案件を実施する群としない群の2群をつくり、事後における両者の差(比)を評価)も含めることとする。なお、事前に調査方針・計画をJICAに確認すること。

上記業務については、現地再委託を認めることとし、別見積もりとすること。

(12) 事前ワークショップの開催

2018年8月～9月、先方教育省の技術的支援の意向を受け、JICA側で案件開始前の事前ワークショップを企画・実施した。JICA国際協力専門員(社会保障)1名が、コロンボ県及びクルネガラ県の教育省高官・地方教育事務所の初等/特別支援教育担当課長・小学校/特別支援学級教員・JICAボランティア隊員を対象に、各県2日間の日程でワークショップを実施した。ワークショップの内容として、障害理解とインクルーシブ教育理解(社会モデルと個人モデル)、スリランカにおけるインクルーシブ教育にかかる講義とワークショップに加え、日本のインクルーシブ教育推進の取組をまとめたDVD視聴やディスカッションを実施した。また、研修参加者の考え方の変化等の聞き取りを目的としたアンケートを研修前後で実施した。(アンケート結果は配布資料参照)。本ワークショップの内容やアンケート結果を参考とし、本案件に対する効果的なアプローチや投入方法について検討する。

6. 業務の内容

本契約業務では以下の業務(活動)を実施する(必ずしも時系列の記載にはなっていない)。想定される業務の工程はR/Dに添付のPO(Plan of Operation)の通りであるが、より適切な工程がある場合にはプロポーザルに含めて提案すること。

(1) ワークプラン(ドラフト)の作成

本指示書配布資料、及びその他の日本国内で入手可能な資料情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法(技術移転の手法及び援助協調を含む)、項目と内容、実施体制、並びにスケジュール等を検討する。JICA人間開発部の承認後、ワークプラン(ドラフト)としてとりまとめる。

(2) ワークプランの説明・協議

スリランカ国のC/P機関、並びに関連ドナーにワークプランを説明・協議し、協議結果を踏まえ、最終化する。

(3) 成果1に関する活動

成果1は、就学支援体制の構築である。就学支援体制とは、不就学の障害児を学校に送り出す側、障害児を継続的に受け入れる側の双方で必要な体制の整備を意味する。具体的には県レベルで就学支援委員会を組織し、不就学の児童の状況を把握しつつ、保護者の意識啓発を行うことも踏まえ、委員会の目的に応じたメンバー選定、活動内

別添

容を決定する。ただし、就学支援委員会は既存の組織や仕組みを活用して効率的で負担のない体制とする。受け入れについては、例えば、学校敷地内の段差解消、トイレ等設備の改修、専門教員の配置といったように、これまで障害児の就学を妨げてきた要因を可能な限り排除する。

また、同委員会の運営及び学校の施設整備・学習環境整備に関するガイドライン(案)は、作成後、教育省での承認を目指す。

成果1： 就学支援体制の構築	活動： 1-1 ベースライン調査の結果に基づいてパイロット校を選定する 1-2 特別なニーズのある子どもの就学支援委員会のメンバー・活動内容を決定する 1-3 就学支援委員会を開催する 1-4 就学支援委員会、パイロット校、MOE等に対し、基礎的環境整備に関する研修を実施する 1-5 パイロット校の保護者に対する啓発研修を実施する 1-6 就学支援委員会の運営及び学校の施設設備・学習環境整備に関するガイドライン(案)を作成する
-------------------	---

(4) 成果2に関する活動

成果2は、パイロット校における教員の指導能力の向上である。特別教育ユニットの教員だけでなく、校長や通常学級の教員に対しても研修を実施し、学校全体でインクルーシブ教育アプローチが実践されるよう支援する。そのためには、ユニット内の指導改善だけでなく、通常学級の児童生徒との交流及び共同学習といった学校全体での取り組みも重要となる。これらが学校教育計画の中で意図的に実施されるよう支援する。

成果2： 教員の指導能力向上	活動： 2-1 パイロット校における特別なニーズのある子どもの学習状況を明らかにする 2-2 特別なニーズのある子どもの指導教材を作成する 2-3 パイロット校の校長・教員に対しインクルーシブ教育アプローチに関する研修を実施する 2-4 パイロット校がインクルーシブ教育アプローチを用いた学校教育計画を作成するよう支援する 2-5 インクルーシブ教育アプローチに係る活動を記したガイドライン(案)を作成する
-------------------	--

(5) 成果3に関する活動

成果3は、インクルーシブ教育アプローチの実践事例の活用である。対象地域の学校において成果1及び成果2の取り組みがさまざまな形で実践される。また、対象地域外でも既にインクルーシブ教育に向けた取り組みが行われている学校も少なからず存在すると想定している。これらの実践事例を対象地域内外で収集し、プロジェクト期間中のみならず完了後も自由に参照できる形で取りまとめ、活用促進を図る。

なお、全国セミナーの開催経費は契約見積に含めること。

成果3： 実践事例の蓄積・運用	活動： 3-1 事例収集に係るフォーマットを作成する 3-2 パイロット県の指導主事に対してインクルーシブ教育アプローチ実践状況のモニタリング研修を実施する 3-3 インクルーシブ教育アプローチの実践事例を収集する 3-4 インクルーシブ教育アプローチの実践事例集案を作成する 3-5 プロジェクトの経験を全国に共有するため、実践事例集の活用を前提とした普及計画を作成する 3-6 プロジェクトの経験を共有するための全国セミナーを実施する
----------------------------------	--

(6) モニタリングシートの作成

プロジェクト実施期間中に計6回、JICA指定のフォーマットに基づいてモニタリングシートをC/Pと協働で作成する。作成時期までの活動の進捗状況とそれに伴うプロジェクト目標及び成果の達成状況、プロジェクト実施にあたり工夫した結果、ポジティブな成果を得られた事項や残りの活動を実施する際に改善・留意すべき点を中心に取りまとめる。

なお、本シートの提出時期は詳細計画策定調査で検討した業務の工程を踏まえて以下「7. 成果品等 (1) 報告書等」に記載の時期を想定しているが、プロポーザルでより適切な業務の工程を提案する場合には、同シートの適切な提出時期も提案すること。

(7) 合同調整委員会（JCC）の開催及び出席、報告

本プロジェクトでは合同調整委員会を設置する（構成員についてはR/D参照）。同委員会は原則年1回、案件開始・終了時を含む計5回を目安に開催し、プロジェクトの年間計画の策定、進捗確認、重要事項の決定等を行う。プロジェクト開始約2か月後に第1回JCCを開催し、Plan of Operation確定等を行うほか、各年後半の合同モニタリング実施の時期を目途に年1回の進捗確認等を行う。また、案件終了時に最後のJCCを開催し、成果の確認等を行う。

コンサルタントは進捗報告、議題に関する資料を作成の上、JCC開催に向けて必要な調整を行うこと。

(8) 広報

本協力の意義、活動内容とその成果をスリランカ・日本両国の国民各層の理解促進のため、協力活動の進捗状況及び成果等を広報する。

(9) 運営指導調査に対する協力

コンサルタントは、技術移転の成果及び目標達成度、業務実績等の情報提供等を通じ、JICAが実施を予定する以下の調査に協力すること。なお、日本の当該分野の有識者や実践者を運営指導調査団員として派遣しコンサルタントへの助言・支援の実施も想定している。

・運営指導調査（2019年より毎年1回程度）

(10) 本邦研修

本案件のカウンターパートに対し、下記の研修目的で本邦にて研修を実施する。

別添

計画に際しては、以下の考慮事項に配慮し、内容を検討の上、提案すること。また、その経費は契約見積に含めること。

目的：

- ① インクルーシブ教育の具体的なあり方の一つとして日本のインクルーシブ教育システムが理解される。
- ② 自国（スリランカ）のインクルーシブ教育制度構築のための戦略及び計画が立案される。
- ③ 自国のインクルーシブ教育制度構築のための戦略及び計画を実施するための技術・ノウハウが習得される。

考慮事項：

- ① 7-9月の実施を検討する。
- ② 年1回、計3回実施する。
- ③ 参加者は毎年最大10名とする。
- ④ 研修期間は3週間以内とする。

(11) プロジェクト事業完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は最終年度のプロジェクト事業完了報告書とする。

各報告書等の先方政府への説明に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、それとは別に先方政府関係機関への説明や配布等に使用する部数を確定すること。

レポート名	提出時期	部数等
ワークプラン	2019年3月下旬	英文4部（先方2部、JICA2部） 和文2部 レポートのCD-ROM1部（英文・和文）
モニタリングシート （第1号）	2019年5月	英文4部（先方2部、JICA2部） 和文要約2部 レポートのCD-ROM1部（英文・和文）
モニタリングシート （第2号）	2019年11月	英文4部（先方2部、JICA2部） 和文要約2部 レポートのCD-ROM1部（英文・和文）
ベースライン調査報告書	2019年11月上旬	英文4部（先方2部、JICA2部） 和文2部 レポートのCD-ROM1部（英文・和文）
モニタリングシート （第3号）	2020年5月	英文4部（先方2部、JICA2部） 和文要約2部 レポートのCD-ROM1部（英文・和文）

別添

モニタリングシート (第4号)	2020年11月	英文4部 (先方2部、JICA2部) 和文要約2部 レポートのCD-ROM1部 (英文・和文)
モニタリングシート (第5号)	2021年5月	英文4部 (先方2部、JICA2部) 和文要約2部 レポートのCD-ROM1部 (英文・和文)
モニタリングシート (第6号)	2021年11月	英文4部 (先方2部、JICA2部) 和文要約2部 レポートのCD-ROM1部 (英文・和文)
エンドライン調査報告書	2022年1月上旬	英文4部 (先方2部、JICA2部) 和文2部 レポートのCD-ROM1部 (英文・和文)
プロジェクト事業完了報告書	2022年2月上旬 (ドラフトを3ヵ月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化)	英文4部 (先方2部、JICA2部) 和文2部 レポートのCD-ROM1部 (英文・和文)
就学支援委員会の運営及び学校の施設設備に関するガイドライン	2022年2月上旬	英文及びシンハラ語版4部 (先方2部、JICA2部) 和文2部 (A4一枚程度の要約版) レポートのCD-ROM1部 (英文・和文)
特別なニーズのある子ども の指導教材	2022年2月上旬	英文及びシンハラ語版4部 (先方2部、JICA2部) 和文2部 (A4一枚程度の要約版) レポートのCD-ROM1部 (英文・和文)
インクルーシブ教育アプローチに係る活動を記したガイドライン	2022年2月上旬	英文及びシンハラ語版4部 (先方2部、JICA2部) 和文2部 (A4一枚程度の要約版) レポートのCD-ROM1部 (英文・和文)
インクルーシブ教育アプローチの実践事例集	2022年2月上旬	英文及びシンハラ語版4部 (先方2部、JICA2部) 和文2部 (A4一枚程度の要約版) レポートのCD-ROM1部 (英文・和文)
プロジェクトの経験を全国に共有するための普及計画	2022年2月上旬	英文及びシンハラ語版4部 (先方2部、JICA2部) 和文2部 (A4一枚程度の要約版) レポートのCD-ROM1部 (英文・和文)

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。なお、各報告書の記載項目 (案) はJICAとコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料について、プロジェクト終了時に完成物を提出する。現地の必要に応じ英語版に加えてシンハラ語版も作成することとし、日本

別添

語版については、A4一枚程度の要約版を提出する。なお、1年次及び2年次終了時点では、その時点までに完成した成果物を正式に提出する必要はないが、モニタリングシートに別添として添付し共有すること。なおプロジェクト期間中の活動変更等に応じて、提出する成果物が変更となる可能性に留意する。

- ① 就学支援委員会の運営及び学校の施設設備に関するガイドライン
- ② 特別なニーズのある子どもの指導教材
- ③ インクルーシブ教育アプローチに係る活動を記したガイドライン
- ④ インクルーシブ教育アプローチの実践事例集
- ⑤ プロジェクトの経験を全国に共有するための普及計画

(3) 現地再委託調査の成果品

現地再委託にて実施した業務結果については、モニタリングシート・事業完了報告書提出時に現地委託業務報告書を提出する。

(4) 収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA図書館の定型様式）を提出する。

(5) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

別添

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

業務実施期間：2019年2月に開始し、2022年2月の終了を目途とする。

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

47.67M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には以下に示す各分野の業務事項を担当する団員が参加することを基本とする。ただし、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加又は統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 業務主任者／インクルーシブ教育政策（2号）

イ インクルーシブ教育（3号）

ウ 就学支援体制強化

エ 教員指導能力強化

オ 普及・啓発活動

3. 相手国側の便宜供与

2017年11月23日に署名した討議議事録（Record of Discussions :R/D）に基づく。

4. 関連資料

以下の文書について電子データで配布する。

(1) 要請書

(2) 事業事前評価表

(3) Record of Discussions (R/D)

(4) 詳細計画策定調査報告書（暫定版）

(5) 詳細計画策定調査 討議議事録（Minutes of Meeting）

(6) 事前ワークショップに関するデータ分析報告書（速報版）

(7) 修正版Plan of Operation (PO)（暫定版であり、スリランカ政府との合意に基づくものではない）

5. 車両借上費

本案件では車両の購入は想定していないことから、レンタカー等の車両借上費を契約見積額に含めること。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有するコンサルタントに再委託して実施することができる。

(1) ベースライン調査

別添

(2) エンドライン調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積り書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

7. 機材の管理

携行機材については、コンサルタントが管理を行い、本案件終了時にJICAと協議し先方実施機関に引き渡すものとJICAスリランカ事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

8. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAスリランカ事務所並びに在スリランカ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、上記2機関と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

9. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、各契約において年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算の必要はない。

(2) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定。

以上

